# 府　令

**○内閣府令第一号**

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）を実施するため、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年一月十二日

内閣総理大臣　菅　　義偉

## 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 目次<br>［第一章～第五章　略］<br>第六章　雑則（第三百四十七条―第三百五十一条）<br>附則<br>（英語による提出書類の作成等に関する特例）<br>**第三百五十条**　次の各号に掲げる書類のうち、その内容その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものは、当該各号に定める様式に準じて英語で作成することができる。<br>一　第五条の登録申請書　別紙様式第一号<br>二　第二十条第一項の書面　別紙様式第一号<br>三　第二十二条第一項の変更登録申請書　別紙様式第一号<br>四　第二十五条第一項の供託届出書　別紙様式第二号<br>五　第二十七条第一項の保証契約締結届出書　別紙様式第三号<br>六　第二十七条第二項の保証契約変更承認申請書　別紙様式第四号<br>七　第二十七条第二項の保証契約解除承認申請書　別紙様式第五号<br>八　第二十七条第四項の保証契約変更届出書　別紙様式第六号<br>九　第二十七条第四項の保証契約解除届出書　別紙様式第七号 | 目次<br>［第一章～第五章　同上］<br>第六章　雑則（第三百四十七条―第三百五十条）<br>附則<br>［条を加える。］ |

十　第三十六条（第三十九条において準用する場合を含む。次項第八号において同じ。）の対象議決権保有届出書　別紙様式第八号

十一　第三十八条の二の届出書　別紙様式第八号の二

十二　第三十八条の五の届出書　別紙様式第八号の三

十三　第百八十二条第一項の事業報告書　別紙様式第十二号

十四　第百八十三条第一項の説明書類　別紙様式第十五号の二

十五　第二百四十四条第一項の届出書　別紙様式第二十一号

十六　第二百四十四条の二の書面　別紙様式第二十一号

2　次に掲げる書類のうち、その内容その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものは、英語で記載することができる。

一　第五条の登録申請書に添付すべき書類

二　第二十条第一項の届出書及び同項各号に定める書類

三　第二十一条の届出書及び書類

四　第二十二条第二項の書面及び同項各号に掲げる書類

五　第二十五条第二項の届出書

六　第二十七条第一項の保証契約締結届出書並びに同条第四項の保証契約変更届出書及び保証契約解除届出書に添付すべき書類

七　第三十一条各項の届出書

八　第三十六条の対象議決権保有届出書に添付すべき書類

九　第六十九条の届出書及び同条各号に定める書類

十　第七十条第一項の承認申請書及び同条第二項の書類

十一　第百二十条の申請書及びその添付書類

十二　第百九十条第一項の承認申請書、同条第二項各号に掲げる書類及び同条第四項の書類